

新潟県中小企業団体中央会

ちゅうおうかい通信

令和2年5月7日発行 第270号

INDEX

1. 持続化給付金の申請受付が始まりました！
2. 組合エール飯プロジェクト 飲食店マップを作成、HPにて公開中です！
3. ～新型コロナウイルス関連～弁護士による「緊急法律相談窓口」を開設しました！
4. 特定地域づくり事業推進法 Web 説明会のお知らせ

経済産業省からのお知らせ

1. 持続化給付金の申請受付が始まりました！

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが前年同月比で50%以上減少している法人や個人事業主などに対し現金を給付する「持続化給付金」の申請用HPが、5月1日(金)より開設されました。申請方法や必要書類、申請要領等(申請要領、申請規程、給付規程)、Q&Aが公開されておりますので、ご確認ください。

【給付額】

法人は200万円、個人事業者は100万円を上限

【事業スケジュール】

・給付金申請期間：令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで

・給付：申請後、通常2週間程度(登録の銀行口座に振込)

【お問い合わせ・相談窓口】

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

「持続化給付金」事務局HP <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

中央会からのお知らせ

2. 組合エール飯プロジェクト ～飲食店マップを作成、HPにて公開中です！～

新潟県中央会では、テイクアウト・デリバリーを実施している事業者を応援するため、当会HPにて店舗情報を掲載した飲食店マップを作成し、情報発信を行うこととなりました。

当会では、引き続き店舗情報を募集しています。テイクアウト・デリバリーを実施している店舗情報がありましたら、お聞かせいただきますようご協力をお願いいたします。

【店舗情報】

- ・店舗名 ・住所 ・電話番号 ・営業時間 ・営業形態(テイクアウト、デリバリー、その他)
- ・商品、サービス(内容、値段など) ・写真(任意)

※下記の入力フォームまたはQRコードからも入力できます。

<https://forms.gle/aHeDww2CMUnre3Yy6>



【お問合せ先】

新潟県中小企業団体中央会 堀・風間・小池

電話：025-267-1100 Mail：inquiry@chuokai-niigata.or.jp

中央会からのお知らせ

相談無料！

3. ～新型コロナウイルス関連～

弁護士による「緊急法律相談窓口」を開設しました！

【概要】

新潟県中央会では、新型コロナウイルス感染拡大に起因する今後の組合及び組合員の法的な悩みごとに関する相談に応じるため、新潟県弁護士会と連携し、「緊急法律相談窓口」を開設しました。

【相談例】



売上げが激減し、事業継続が困難。
従業員の雇用維持に苦慮している。



取引先が突然倒産し、売掛金が回収できない！



発注していないマスクが大量に送られ、高額な請求をされている。

etc...

他にも、「従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の処遇はどうすればよいか。」等々、新型コロナウイルス関連の事案であれば、相談無料です。

【相談方法】

まずは組合担当までご連絡ください。その後、相談内容に基づき担当弁護士を選任し、相談日程の調整をします。

※原則、相談者と組合担当で担当弁護士事務所か中央会相談室で相談を実施します。

※相談時には、「三密」の回避等、感染拡大防止に十分ご注意ください。

総務省からのお知らせ

4. 特定地域づくり事業推進法 Web 説明会のお知らせ

総務省より、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年12月4日公布)」が本年6月4日に施行予定であることを踏まえ、特定地域づくり事業協同組合制度における具体的な認定基準や、認定事務手続きスケジュール等が掲載された「人口急減地域における特定地域づくり事業の推進について」に基づき、Web 説明会動画が配信されます。

【配信日時】

5月7日(木)～

※下記、自治体衛生通信機構の動画チャンネル(自治チャンネル)より視聴できます。

<http://www.lascom.or.jp/movie/jichi/>